



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

# 「第2次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」

～犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指して～

【令和3年度～令和7年度】

佐賀県県民環境部 くらしの安全安心課



# 目 次

第1章 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画の策定にあたって	
1 推進計画策定の経緯・趣旨	1
2 推進計画の位置付け	2
3 推進計画の期間	2
4 施策の体系	2
第2章 犯罪被害の現状等について	
1 佐賀県における事件・事故の概況	7
2 犯罪被害者等の置かれている現状	7
3 国の「犯罪被害者等施策に関する世論調査」結果等	9
第3章 犯罪被害者等支援の推進体制	
1 犯罪被害者等支援施策の推進体制の現状等	10
(1) 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）	… 10
(2) 犯罪被害者等庁内連絡会議	10
(3) 警察署犯罪被害者ネットワーク	10
2 佐賀県における犯罪被害者等支援体制の整備	10
第4章 犯罪被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組	
1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等	12
(1) 相談、情報の提供等（第11条関係）	12
2 精神的・経済的支援	15
(1) 日常生活の支援（第13条関係）	15
(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第12条関係）	…… 17
(3) 安全の確保（第14条関係）	19
(4) 居住の安定等（第15条関係）	21
(5) 雇用の安定（第16条関係）	23
(6) 保護又は捜査の過程における配慮等（第17条関係）	24
(7) 経済的な助成に関する情報の提供等（第18条関係）	25
3 関係機関相互の連携	27
(1) 民間支援団体等に対する支援（第21条関係）	27
(2) 関係機関相互の連携（第3条4項関係）	28
4 理解の増進	29
(1) 県民等の理解の増進（第19条関係）	29
(2) 人材の育成（第20条関係）	31
(3) 意見の反映（第22条関係）	34

## 第5章 関係資料

資料1	佐賀県犯罪被害者等支援条例	36
資料2	佐賀県における事件・事故の概況	39
資料3	犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会） .....	40
資料4	犯罪被害者等支援庁内連絡会議	41
資料5	佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱 .....	42
資料6	犯罪被害者等支援に関する年表	44
資料7	市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧	46

# 第1章 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画の策定にあたって

## 1 推進計画策定の経緯・趣旨

### (1) はじめに

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族又はご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の多くは、その犯罪によって引き起こされる生命身体財産等への直接的な犯罪被害だけでなく、犯罪被害に起因して副次的に発生する治療費の負担などの経済的な問題、周囲の無理解による精神的被害、新たな住居の確保や教育、雇用の問題等、様々な問題に苦しめられています。

犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すためには、県、市町、民間支援団体などの様々な関係機関・団体が連携し、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな途切れのない支援を提供するとともに、県民や事業者等周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた困難な状況を理解し、支えていくことが必要です。

### (2) 国の動き

平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、犯罪被害者支援施策に関する国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。この「基本法」は、平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件、平成13年6月に発生した大阪教育大学附属池田小事件等の無差別殺傷事件を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されるとともに、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、制定されたものです。

なお、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するための施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が、平成17年12月に閣議決定されました。令和3年度からは、「第4次基本計画」に基づき施策が推進されます。

(第5章 関係資料6 参照)

### (3) 佐賀県の動き

これまで、佐賀県では、平成26年4月に制定した「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき犯罪被害者等支援に取り組んでいましたが、更に充実した支援を行うため、平成29年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援条例」(以下「県条例」という。)を制定し、同年4月1日から施行しました。

この県条例は、犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県が講ずべき施策の主な柱などを定めたものであり、犯罪被害者等が次に進む一步を踏み出せるよう、その心に寄り添い、被害の早期の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを目指しています。

平成30年3月には、県条例第8条に基づいた推進計画を策定し、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針や具体的施策のほか、施策を推進するために必要な事項を定めました。

第1次計画期間中には、県内における犯罪被害者等支援体制の整備を推進するとともに経済的支援の充実のため、各市町における見舞金制度、県と佐賀県弁護士会の連携による弁護士相談費用助成制度等を通じ、犯罪被害者等の負担軽減に努めました。

また、民間支援団体への支援、県民への理解の増進のための広報啓発活動の実施、支援に従事する人材を育成するための研修会や養成講座の開催など、推進計画に掲げた各取組を着実に実施してきました。

( 第5章 関係資料1 参照 )

## 2 推進計画の位置付け

この第2次推進計画では、県条例第8条(犯罪被害者等支援に関する推進計画)に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や具体的施策のほか、施策を推進するために必要な事項を定めています。

「佐賀県総合計画2019」(令和元年度～令和4年度)に掲げる「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を目指し、関係機関・団体がともに連携し、つらい思いを抱えておられる犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援するとともに、県民の理解と支援の輪がさらに広がるよう、各種施策を推進することとしています。

## 3 推進計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じ、推進計画を見直すこととします。

## 4 施策の体系

この推進計画では、以下の4項目を重点項目とします。

犯罪被害者等に対する各種情報の提供等  
精神的・経済的支援  
関係機関相互の連携  
理解の増進

また、重点項目ごとの県条例の対応条文及び具体的な取組については、4頁の「施策の体系」、取組の内容については、第4章に記載しています。

なお、施策の推進にあたっては、県条例第3条(基本理念)に定める以下の点に留意します。

犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇が保障されるよう取り組むこと  
被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に取り組むこと  
犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう

になるまでの間、途切れることなく受けることができるよう取り組むこと  
国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して取り組むこと

## 「施策の体系」

### 重点項目 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等

対応条文	具体的な取組
(1) 相談、情報の提供等 (第11条関係)	総合的対応窓口や各種相談窓口の明確化等
	市町の総合的対応窓口等との連携
	刑事手続等に関する情報提供
	警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携
	各種相談窓口の充実、周知広報の徹底
	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携
	学校内相談体制の充実
	被害児童、保護者に対する相談機関紹介
	教育センター等への心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実
	児童虐待相談担当者研修の充実等
	児童相談所等における相談対応
	障害者虐待防止の相談対応
	高齢者虐待防止の相談窓口の充実等
「犯罪被害者等支援ハンドブック」「犯罪被害者等のためのノート」等の活用	

### 重点項目 2 精神的・経済的支援

対応条文	具体的な取組
(1) 日常生活の支援 (第13条関係)	民間支援団体等が行う直接支援等の情報提供等
	介護・育児サービス等の情報提供等
	生活困窮に陥った場合等の支援
	生活福祉資金貸付制度を活用した支援
	犯罪被害者等支援ボランティアの拡充及び支援の充実
	「犯罪被害者等のためのノート」を活用した支援の充実
(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第12条関係)	犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等
	犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供
	犯罪被害者等からの心の悩みに関する相談
	DV被害者の自立支援
	要保護児童への立ち直り支援
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	



	犯罪被害者団体及び自助グループに関する情報提供
	医療保険の円滑な利用の確保
	生活福祉資金貸付制度を活用した支援（再掲）
<b>(3) 安全の確保 (第14条関係)</b>	加害者からの再被害防止対策の徹底
	一時的避難場所に要する費用の公費負担
	DV被害者・被虐待児童の保護と安全確保
	DV被害者等に関する情報管理の徹底
	DV被害における広域的な対応体制の整備
	児童虐待防止、早期発見・対応のための連携強化
	犯罪被害者等に関する情報の保護
<b>(4) 居住の安定 等 (第15条関係)</b>	被害直後における居住場所の確保
	中長期的な居住場所の確保に関する情報提供
	犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等
	公営住宅の一時使用
	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援
<b>(5) 雇用の安定 (第16条関係)</b>	事業者に対する犯罪被害者等への理解促進
	新規就労、転職支援
	後遺障害者に対する就業情報の提供
	事業主との間の労使問題に係る相談対応
<b>(6) 保護又は捜 査の過程にお ける配慮等 (第17条関係)</b>	犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援
	警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修
	犯罪被害者等のプライバシーに配慮した施設等の活用
	犯罪被害者等に初期に接する者の研修
<b>(7) 経済的な助 成に関する情 報の提供等 (第18条関係)</b>	市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度の情報提供
	犯罪被害給付制度の適切な運用と手続の迅速化
	犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等（再掲）
	医療保険の円滑な利用の確保（再掲）
	ひとり親家庭、障害者等への医療費助成制度の情報提供
	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供
	佐賀県弁護士会と連携した法律相談に係る情報提供

### 重点項目3 関係機関相互の連携

対応条文	具体的な取組
(1) 民間支援団体等に対する支援(第21条関係)	民間支援団体等への情報提供等
	民間支援団体等と連携・協力した広報啓発活動の推進
	民間支援団体等に対する基盤強化のための各種支援
(2) 関係機関相互の連携(第3条4項関係)	犯罪被害者等支援ネットワークの連携
	市町の総合的対応窓口等との連携(再掲)
	警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携(再掲)
	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携(再掲)

### 重点項目4 理解の増進

対応条文	具体的な取組
(1) 県民等の理解の増進(第19条関係)	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実
	DVD・リーフレット等を活用した広報啓発
	「犯罪被害者週間」における広報啓発活動
	「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動
	「命の大切さを学ぶ教室」
	こころの教育の推進
	犯罪被害者等支援講座
	広報や講演会等によるDV防止啓発等の推進 事業者に対する犯罪被害者等への理解促進(再掲)
(2) 人材の育成(第20条関係)	犯罪被害者等に初期に接する者の研修(再掲)
	警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修(再掲)
	犯罪被害者等支援従事者に対する心理的影響に対する配慮
	市町職員等を対象とした研修会等
	ボランティア育成研修会等
	D 相談体制の整備・充実
	児童虐待に係る相談体制整備の研修
	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修
	V S協議会の各機関・団体における相談対応者に対する研修
	各種相談窓口の充実、周知広報の徹底(再掲)
(3) 意見の反映(第22条関係)	各業務における犯罪被害者等の意見等の把握
	県民等からの意識調査による把握
	有識者等の意見の反映

## 第2章 犯罪被害の現状等について

### 1 佐賀県における事件・事故の概況

佐賀県内の過去10年間の全刑法犯の認知件数は、右肩下がり減少しており、令和2年中は、3,069件（前年比-331件）でした。

刑法犯認知件数のピークは平成15年の14,351件であり、これと比べると、令和2年は約78.6%の減少となっています。

全刑法犯のうち、令和2年中、殺人や強盗、強制性交等などの凶悪犯の事件は19件、暴行、傷害等の粗暴犯は、288件となっており、強制わいせつ等の風俗犯は36件となっています。

また、ストーカー行為やDV（配偶者らへの暴力）は令和2年中、警察が届出などで把握したものだけでも、ストーカー行為338件、DV305件となっています。

県内の人身交通事故の発生状況は、令和2年中、3,758件と前年比1,282件減少し、負傷者数も4,839件と発生件数と同様減少しています。

また、交通死亡事故の死者数は33人（前年比-1人）となっています。

（ 第5章 関係資料2 参照）

### 2 犯罪被害者等の置かれている現状

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われ、また、家族等を失い、傷害を負ったりします。そして、こうした直接的な被害に加え、事件による精神的ショックや身体的不調、あるいは医療費や生活費などの経済的問題等間接的な被害にも悩まされています。

また、被害直後の平穏な日常生活を失った状態にあっても、行政機関に自ら赴いて様々な行政手続きを行うなどの大きな負担を抱えるほか、十分な支援を受けられず、疎外感や無力感に苦しめられています。

さらには、インターネット上のいわれなき書き込みなどにより、新たな精神的被害(二次的被害)にさらされるとともに、地域社会からの好奇の目や誤解から生まれる中傷などに心を痛み、社会から孤立することも多く、こうした被害も極めて深刻です。

## 犯罪の被害者やその家族・遺族の方が抱える問題

犯罪被害者の多くは、生命、身体、財産といった「直接的な被害」だけでなく、被害後に生じる、次のような「二次的被害」にも直面しています。

### 心身の不調

- \* 感情や感覚のマヒ
- \* 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- \* 事件に関することが頭の中によみがえる
- \* 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏
- \* 犯罪被害による身体的被害、障害及び後遺症

### 周囲の人の言動による傷つき

- \* 周囲の人からの興味本位な質問
- \* 心情に沿わない安易な励ましや慰め
- \* 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足
- \* 配慮に欠けるマスコミの取材・報道
- \* SNS 等を通じた誹謗中傷

### 生活上の問題

- \* 日常生活の維持が難しい
- \* 自宅が事件現場、再被害が怖いなどの理由による転居
- \* 就業困難で、収入が途絶
- \* 医療費、弁護士費用等の多額の出費
- \* 家族内のいさかい

### 捜査・裁判に伴う様々な負担

- \* 事件について何度も説明
- \* 事件に関する情報提供が不十分と感じる
- \* 慣れない法廷（裁判所）への出廷
- \* 民事裁判に費やす時間や費用

### 加害者からの更なる被害

- \* 報復されるのではないかと不安
- \* 謝罪しないなど、加害者の不誠実な対応
- \* 裁判における加害者側の責任逃れや事実と違う主張

**孤立・不安**

県では、被害者の現状を理解し支える体制の充実に努めます。

県民ひとり一人ができること（身近な方、地域の方の理解と支えが必要です。）

まず犯罪の被害に遭い、苦しんでいる人がいるということを知り、被害者のことを他人事と考えず、自分の身に起こったらと考えるように心がけましょう。

### 3 国の「犯罪被害者等施策に関する世論調査」結果等

平成 29 年 2 月に内閣府が警察庁と協力して取りまとめた「犯罪被害者等施策に関する世論調査」の結果は、次のとおりです。

調査時期 平成 29 年 1 月 12 日～同年 1 月 22 日  
調査対象 全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人  
有効回収率 1,878 人 (62.6%)

#### 【主な調査結果】

##### 犯罪被害者等施策の認知度について

- |                               |       |             |       |
|-------------------------------|-------|-------------|-------|
| ・犯罪被害者等基本法                    | 25.1% | ・犯罪被害者等基本計画 | 6.9%  |
| ・犯罪被害給付制度                     | 21.8% | ・被害者参加制度    | 15.6% |
| ・犯罪被害者週間                      | 6.9%  | ・裁判員制度      | 89.7% |
| ・どれも見たり聞いたりしたことがない、わからない 7.3% |       |             |       |

##### 犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度

- |                              |       |              |       |
|------------------------------|-------|--------------|-------|
| ・性暴力・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  |       |              | 11.8% |
| ・婦人相談所                       | 17.3% | ・配偶者暴力支援センター | 29.0% |
| ・女性センター（男女共同参画センターなど）        | 27.5% | ・児童相談所       | 83.3% |
| ・地方公共団体の犯罪被害者等の総合的対応窓口 12.0% |       |              |       |
| ・犯罪被害者支援センター                 | 25.5% | ・法テラス        | 30.9% |
| ・都道府県警察の犯罪被害者支援室             |       |              | 18.7% |
| ・どれも知らない、わからない 9.3%          |       |              |       |

##### 被害が潜在化しやすい犯罪（性犯罪、DV・ストーカー、児童虐待等）にあった場合

###### 主な相談先

- |  |       |
|--|-------|
| ・警察                                    | 47.2% |
| ・警察以外の公的機関（婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等） | 9.6%  |
| ・民間の専門家や専門機関（弁護士・カウンセリング機関等）           | 6.6%  |
| ・家族や親戚                                 | 26.2% |
| ・誰（どこ）にも相談しない                          | 1.4%  |

###### 相談先を選ぶ主な理由

- |                     |       |                  |       |
|---------------------|-------|------------------|-------|
| ・身近な存在だから           | 48.4% | ・身の安全を守ってくれそうだから | 45.4% |
| ・秘密を守ってくれそうだから      | 39.2% |                  |       |
| ・親身になって話を聞いてくれそうだから | 38.9% |                  |       |

本調査結果を踏まえ、現在、相談者が安心して相談できる環境の整備や信頼性の向上に努めるとともに、今後も相談機関等の認知度の向上に向けた効果的な広報等に努めていきます。

## 第3章 犯罪被害者等支援の推進体制

### 1 犯罪被害者等支援施策の推進体制の現状等

佐賀県では、現在、以下の連絡協議会等を中心に犯罪被害者等施策を推進していますが、第2章「犯罪被害の現状等について」などで述べたように、犯罪被害者等は様々な問題を抱えている状況から、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな途切れのない支援を行うため、さらに関係機関・団体等が連携を強化して、各種支援施策を推進していく必要があります。

#### (1) 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）

本協議会は、佐賀県警察本部、県、教育庁その他の関係機関・団体の会員が連携協力するための協議会として、平成8年に発足。事務局は警察本部警務部広報県民課に置かれ、令和2年12月現在、警察、国などの機関、犯罪被害者等早期援助団体として中核を担う民間支援団体の被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（以下「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」とする）、弁護士会、公認心理師協会等19機関・団体が参画しています。

（ 第5章 関係資料3 参照）

#### (2) 犯罪被害者等庁内連絡会議

県では、平成18年1月に、県庁内関係課の情報共有及び警察本部との連携を図るため、「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置しています。

事務局は、県民環境部くらしの安全安心課に置き、20の関係課等で構成されています。

（ 第5章 関係資料4 参照）

#### (3) 警察署犯罪被害者ネットワーク

佐賀県警察では、各警察署単位で地域の実情に応じて、警察、自治体（市町）等関係機関・団体（弁護士、病院、学校等）で組織した「警察署犯罪被害者支援ネットワーク」を設置し、会員相互の被害者支援に関する情報交換や、広報啓発活動等、地域レベルでの連携体制を構築しています。

### 2 犯罪被害者等支援体制の整備

県では、警察や市町、民間支援団体・自助グループなど関係機関・団体が更に連携を強化するため、V S協議会を含め、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めます。

また、県では、推進体制の整備の一環として、民間支援団体に犯罪被害者等支援に関するコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、市町や関係機関等との連携調整のほか、犯罪被害者等支援に関する市町職員等への助言・支援や広報啓発活動などに取り組みます。

【佐賀県における犯罪被害者等支援体制（図）】



## 第4章 被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組

### 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等

#### (1) 相談、情報の提供等（第11条関係）

##### 現状

犯罪被害者等は、突然事件・事故に遭遇し、被害直後から様々な問題に直面します。

しかし、多くの犯罪被害者等は、精神的に混乱した状況の中で直面している問題を十分に認識できず、相談すべき窓口さえ見つけることができないまま、判断を迫られ、更に困難な状況に陥っている場合があります。

また、各種相談窓口担当者の理解不足により、支援に関する必要な情報が得られないことや、配慮に欠けた対応などにより二次的被害を受ける場合もあります。

##### 基本方針

犯罪被害者等が市町の総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口へ相談しやすい環境を整備するとともに、支援に関する情報が適切に提供されるよう、被害者支援に携わる者の実務能向上させるため各種取組を推進します。

##### 具体的な取組

###### 総合的対応窓口や各種相談窓口の明確化等

全市町に設置されている総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口において、看板等で分かりやすく表示（犯罪被害者等の相談窓口など）するとともに、相談場所などプライバシーに配慮した環境づくりを推進します。	・くらしの安全安心課
---	------------

###### 市町の総合的対応窓口等との連携

市町の総合的対応窓口等との連携を強化するため、民間支援団体に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、助言指導・情報交換等に努めます。	・くらしの安全安心課
犯罪被害者等の要望を適切に把握するとともに、市町を始めとする関係機関・団体等との迅速な情報共有に努めます。	・警察本部広報県民課

###### 刑事手続等に関する情報提供

今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引き」を犯罪被害者等の態様に応じて配布するとともに、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、加害者の処分等について連絡を行います。	・警察本部広報県民課 ・警察本部刑事企画課
--	--------------------------



### 警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携

各警察署単位で構築している警察署犯罪被害者支援ネットワークの積極的活用により、地域における犯罪被害者支援体制の連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>
---	--

### 各種相談窓口の充実、周知広報の徹底

<p>精神保健福祉センター、婦人相談所、児童相談所、DV総合対策センター、人権啓発センターさが等各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上に努めます。</p> <p>また、広報等を通じて積極的に相談窓口に関する情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> <li>・情報課</li> <li>・人権・同和対策課</li> <li>・障害福祉課</li> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> <li>・警察本部関係各課</li> </ul>
---	---

### DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携

DV、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待など、家庭内のあらゆる暴力防止を視野に入れた対応を図るため、DV総合対策センターは、関連の深いネットワーク間の情報交換などを推進するとともに、問題が複合する困難事例に適切に対応できるよう連携の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿社会課</li> <li>・障害福祉課</li> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> <li>・警察本部人身安全・少年課</li> </ul>
---	--

### 学校内相談体制の充実

被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> </ul>
--	--

### 被害児童、保護者に対する相談機関紹介

被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務私学課</li> <li>・学校教育課</li> <li>・警察本部人身安全・少年課</li> </ul>
---	---

### 教育センター等への心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実

心理学、教育学等に関する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> </ul>
--	--

#### 児童虐待相談担当者研修の充実等

児童相談所は、広く児童や家庭からの相談に一義的に対応する市町職員に対する研修の充実等により、専門性の向上を図ります。	・こども家庭課
児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、学校関係機関との連携を強化しながら、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。	・こども家庭課 ・学校教育課

#### 児童相談所等における相談対応

児童虐待等のより困難な相談や緊急性の高いケースについては、児童相談所において対応します。	・こども家庭課
--	---------

#### 障害者虐待防止の相談対応

市町の障害者虐待防止センター及び県の障害者権利擁護センターにおいて、障害者の虐待に対する通報や相談に対応します。	・障害福祉課
--	--------

#### 高齢者虐待防止の相談窓口の充実等

高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図り、相談窓口の充実に努めます。	・長寿社会課
---	--------

#### 「犯罪被害者等支援ハンドブック」、「犯罪被害者等のためのノート」等の活用

日頃から関係機関等の犯罪被害者等支援に関する情報の共有に努めるとともに、犯罪被害者等の相談や情報提供等においては、「犯罪被害者等支援ハンドブック」、「犯罪被害者等のためのノート」等を活用し、犯罪被害者等が望んでいる支援への確につなげていきます。	・各機関・各課
--	---------

## 2 精神的・経済的支援

### (1) 日常生活の支援（第13条関係）

#### 現状

犯罪被害者等は突然事件・事故に遭遇することにより、自分自身の精神状態が不安定なまま、通常の日常生活のほかに、事件・事故に起因する各種刑事・行政手続きに対応しなければなりません。

また、事件・事故のショック等から家事や育児ができなくなり、日常生活すら破綻するおそれもあります。

#### 基本方針

日常生活を営むことに支障が生じた犯罪被害者等には、通院時の付添い、家事、育児等、再び平穏な生活を営むための支援など、各種取組を推進します。

#### 具体的な取組

##### 民間支援団体等が行う直接支援等の情報提供等

民間支援団体等が行っている付添い支援等の直接的支援や相談支援等の情報提供等に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
---	--------------------------

##### 介護・育児サービス等の情報提供等

介護・育児サービス子育て支援等の情報の提供等に努めます。	・長寿社会課 ・こども未来課
------------------------------	-------------------

##### 生活困窮に陥った場合等の支援

犯罪被害により生活の困りごとや不安を抱えている場合、生活自立支援センターにおいて、生活困窮者自立支援法により、支援員が相談に応じ、利用可能なサービス等の紹介や支援プランを作成するなど、自立に向けた支援を行います。 また、犯罪被害により働き手を失うなどして収入が減少した場合、福祉事務所において、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被害者世帯の自立を助長します。	・福祉課
---	------

##### 生活福祉資金貸付制度を活用した支援

佐賀県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	・福祉課
--	------

### 犯罪被害者等支援ボランティアの拡充及び支援の充実

<p>被害者支援ネットワーク佐賀VOISSと連携し、犯罪被害者等支援ボランティアの拡充に努めるとともに、必要な方への支援の充実に努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
---	-------------------

### 「犯罪被害者等のためのノート」を活用した支援の充実

<p>必要とする犯罪被害者等の元に「犯罪被害者等のためのノート」が行き渡るよう関係機関への周知を図ります。</p> <p>また、ノートを活用してもらうことで、2次的被害の軽減と支援の充実に努めます。</p>	<p>・各機関・各課</p>
---	----------------

## (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第12条関係）

### 現状

犯罪被害者等は、精神的、身体的被害を受ける場合が多く、精神的ショックから心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、様々な心身の不調に陥る場合があります。

しかし、このような犯罪被害者等の心身の状況等に応じた精神科等の専門家による精神的ケアや適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が十分に行われているとは言えない状況にあります。

また近年、SNS上で特定の個人が誹謗中傷を受け自ら命を絶つという痛ましい事案も発生しており、そうした被害者の方が抱えている不安や恐怖を早期に取り除き、安心した生活が送れるよう寄り添っていくことも求められています。

### 基本方針

犯罪被害者等が心身に受けた深刻な影響を早期に緩和、回復できるように支援するなど各種取組を推進します。

### 具体的な取組

#### 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等

犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	・警察本部広報県民課
性暴力救援センターにおいて、警察の公費負担制度の対象とならない性暴力被害者に対し、臨床心理士によるカウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	・男女参画・女性の活躍推進課

#### 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

犯罪被害者等が被害後早期から専門的知識を有する専門家から精神的ケアを受けることができるよう、犯罪被害者等の意向をくみながら、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行います。	・警察本部広報県民課
--	------------

#### 犯罪被害者等からの心の悩みに関する相談

精神保健福祉センター等において、犯罪被害者及び家族に対する相談支援を行い、必要な方を医療機関へつなぎます。 また、インターネット上での誹謗中傷等は、被害者の心を大きく傷付けその命を奪う原因になりかねないことから、人権相談窓口等において相談支援を行います。	・情報課 ・人権・同和对策課 ・障害福祉課
--	-----------------------------

### DV被害者の自立支援

<p>DV総合対策センター、婦人相談所において、福祉制度など様々な制度を活用し、DV被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう関係機関との連携に努めます。</p> <p>一時保護中のDV被害者については、婦人相談所において心理的支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> </ul>
---	---

### 要保護児童への立ち直り支援

<p>児童相談所等において、被虐待児童への心理的ケア等の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭課</li> </ul>
--	---

### スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

<p>犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校及び義務教育学校、県立学校にスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> </ul>
---	--

### 犯罪被害者団体及び自助グループに関する情報提供

<p>民間支援団体と連携し、犯罪被害者等が抱える問題等を互いに語り合い支え合うことなどを目的として集う自助グループの紹介等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>
---	--

### 医療保険の円滑な利用の確保

<p>被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険課</li> </ul>
--	--

### 生活福祉資金貸付制度を活用した支援【再掲2-(1)-】

<p>佐賀県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉課</li> </ul>
---	--

### (3) 安全の確保（第14条関係）

#### 現状

ストーカー被害者やDV被害者等をはじめ、犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して、強い恐怖や不安を感じています。

#### 基本方針

犯罪被害者等が再び危害を受けることがないように、再被害の未然防止と安全を確保するための各種取組を推進します。

#### 具体的な取組

##### 加害者からの再被害防止対策の徹底

同じ加害者から再び危害を加えられる恐れがある場合、重点警戒を行うなど、再被害防止を図ります。	・警察本部関係各課
--	-----------

##### 一時的避難場所に要する費用の公費負担

再被害を受ける恐れがある場合等に、安全を確保するため、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担します。	・警察本部広報県民課 ・警察本部人身安全・少年課
---	-----------------------------

##### DV被害者・被虐待児童の保護と安全確保

DV被害者・被虐待児童については、その安全確保のために一時保護などの支援を行います。 また、加害者の追及行動に対処するため、犯罪被害者等の情報が漏洩しないよう情報管理を徹底するとともに、警察への通報体制を確立します。さらに裁判所から保護命令が発令された場合は、被害者の一層の安全確保に努めます。	・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部人身安全・少年課
--	--

##### DV被害者等に関する情報管理の徹底

住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が市町間において遺漏なく行われ、その他の諸手続きにおいて発生するDV被害者等の住所変更や納付書の送付先等が加害者に漏れないよう、関係機関において情報管理が徹底されるよう周知を図ります。	・市町支援課 ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部人身安全・少年課
---	--

##### DV被害における広域的な対応体制の整備

婦人相談所等DV被害者の相談支援機関は、被害者が県外への避難を希望した場合には、広域措置が円滑に行えるよう、福祉事務所（保健福祉事務所）や他の都道府県との一層の連携に努めます。	・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
--	---------------------------

児童虐待の防止・早期発見、対応のための連携強化

<p>学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・法務私学課</li><li>・学校教育課</li><li>・保健体育課</li></ul>
---	--

犯罪被害者等に関する情報の保護

<p>各種業務において、個人情報、個々の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、特に犯罪被害者等の個人情報は、二次的被害防止、プライバシーの保護や安全・安心の確保等の観点から、適切な取扱いが求められていることに十分配慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機関・各課</li></ul>
<p>犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道に対しては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、二次的被害の防止を図るよう考慮し、理解ある対応を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・くらしの安全安心課</li><li>・警察本部広報県民課</li></ul>



#### (4) 居住の安定等（第15条関係）

##### 現状

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため物理的に居住困難となったり、加害者が未検挙で自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなかつたり、転居を強いられるケースがあります。

しかし、被害に遭ったことによる経済的困窮や、事件後のショックもあり、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあります。

##### 基本方針

関係機関、団体と連携して、一時的、あるいは中長期的な居住を確保するための各種取組を推進します。

##### 具体的な取組

###### 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場になったり、破壊されたりしたことなどにより、従前の住居に居住することが困難となった場合には、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担し、被害直後の居住場所の確保に努めます。	・警察本部広報県民課
--	------------

###### 中長期的な居住場所の確保に関する情報提供

犯罪被害者等の事情に応じて、公営住宅優先入居等の制度に関する情報を提供し、中長期的な居住場所を確保するための支援に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
--	--------------------------

###### 犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等

犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等の措置の拡充を検討するとともに、市町等と連携し支援の充実に努めます。	・建築住宅課
---	--------

###### 公営住宅の一時使用

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある犯罪被害者等については、県営住宅を使用できるよう配慮します。	・建築住宅課
---	--------

## DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援

<p>DV被害者や被虐待児童に対し、婦人相談所、児童相談所等は、被害者の状況に応じた福祉施設への入所などの支援を行います。</p> <p>また、DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループが被害者支援のために一時的及び中期的な避難場所を設置運営する場合、助言や情報提供など設置に必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女参画・女性の活躍推進課</li><li>・こども家庭課</li></ul>
---	--

(5) 雇用の安定（第16条関係）

現状

犯罪被害者等は、突然の事件・事故に起因する身体的・精神的被害により従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療や裁判出廷等のために、欠勤を余儀なくされたりすることがあります。

その結果、事業者の無理解により一方的に解雇され辞職せざるを得なくなるなどの状況に追い込まれることがあります。

基本方針

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を深めていくための各種取組を推進します。

具体的な取組

事業者に対する犯罪被害者等への理解促進

犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------

新規就労、転職支援

犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、佐賀労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。	・産業人材課
--	--------

後遺障害者に対する就業情報の提供

犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、公共職業訓練及び求職者支援訓練を一体的に提供する公共職業能力開発施設を紹介するなどの情報提供を行います。	・障害福祉課
--	--------

事業主との間の労使問題に係る相談対応

犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して問題解決を図ります。	・産業人材課 ・労働委員会事務局
--	---------------------

(6) 保護又は捜査の過程における配慮等（第17条関係）

現状

犯罪被害者等は、犯罪等によって直接心身に深い傷を負うだけでなく、その後も、保護、捜査の過程において不適切な取扱いを受けることにより、二次的被害を受けることがあります。

基本方針

犯罪被害者等の保護、捜査の過程において、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏、人権に十分な配慮がなされるよう、捜査員等に対し犯罪被害者等の現状に関する知識の修得と、精神的負担を軽減させるための各種取組を推進します。

具体的な取組

犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援

事件発生直後から被害者支援要員を指定し、事情聴取や病院等への付添い、相談対応、関係機関・団体への引継ぎ等、犯罪被害者等のニーズに即したきめ細やかな支援を行い、捜査の過程における負担の軽減に努めます。	・警察本部広報県民課
---	------------

警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修

警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修等を行い、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うための知識、技能の向上を図ります。 男性やLGBTsの方の性被害等について、犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、専門的知識を有する講師等による研修等を行います。	・警察本部関係各課
--	-----------

犯罪被害者等のプライバシーに配慮した施設等の活用

犯罪被害者等から事情聴取をする場合には、被害者用事情聴取室を活用するなどプライバシーに配慮した施設等の活用に努めます。	・警察本部関係各課
---	-----------

犯罪被害者等に初期に接する者の研修

医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	・各機関・各課
---	---------

(7) 経済的な助成に関する情報の提供等（第18条関係）

現状

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇することで、家族を失う、怪我を負う、障害が残るといった直接的被害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期治療のための医療費の負担、精神的・身体的被害による失職等により、経済的困窮に陥る場合があります。

このような場合に、経済的負担の軽減や各種経済的な助成に関する情報提供が適切に行われなかったため、必要な支援を受けられず孤立することがあります。

基本方針

犯罪に起因して発生する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るとともに、様々な経済的助成制度について適切に情報提供や助言を行うなど各種取組を推進します。

具体的な取組

市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度の情報提供

市町及び関係機関・団体が行っている様々な経済的な助成制度等（犯罪被害救援基金制度、生活資金給付制度、市町の見舞金制度等）について情報提供に努めます。	・各機関・各課
--	---------

犯罪被害給付制度の適切な運用と手続の迅速化

犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等に対する適時適切な教示と手続の迅速化に努めます。	・警察本部広報県民課
---	------------

犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等【再掲 2-(2)- 】

犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	・警察本部広報県民課
性暴力救援センターにおいて、警察への届出をしない性暴力被害者に対し、臨床心理士によるカウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	・男女参画・女性の活躍推進課

医療保険の円滑な利用の確保【再掲：2-(2)- 】

被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。	・国民健康保険課
---	----------

ひとり親家庭、障害者等への医療費助成制度の情報提供

母子家庭、父子家庭等への医療費の助成制度について説明を行います。	・こども家庭課
身体障害、知的障害、精神障害のある方への医療費の支給制度等について説明を行います。	・障害福祉課

法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供

法テラスの民事法律扶助制度についての説明と周知を図ります。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
-------------------------------	--------------------------

佐賀県弁護士会と連携した法律相談に係る情報提供

県が弁護士会と連携して行っている弁護士相談費用助成制度についての周知を図り、精神的、経済的負担の軽減に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------

### 3 関係機関相互の連携

#### (1) 民間支援団体等に対する支援（第21条関係）

##### 現状

県では、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」と連携し、犯罪被害者等支援に取り組んでいます。

被害者支援ネットワーク佐賀VOISSは、電話や面接等の相談業務のほか、病院や裁判所等への付添い等、犯罪被害者等の多様なニーズに、被害後早期から中長期にわたって柔軟に対応ができることから、関係機関が相互に連携した支援を行う上で、重要な役割を果たしています。

##### 基本方針

県は、犯罪被害者支援の中核を担う民間支援団体に対して、犯罪被害者等からの支援要望について積極的に情報共有を図るとともに、支援員の確保、技能の向上、財政基盤の強化に関する情報提供等の各種取組を推進します。

##### 具体的な取組

###### 民間支援団体等への情報提供等

被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の民間支援団体等に対し、犯罪被害者等の要望に応じて情報提供を行うなど連携を図り、被害後、早期段階から支援を行うことができるよう努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
---	--------------------------

###### 民間支援団体等と連携・協力した広報啓発活動の推進

民間支援団体等と連携・協力し、犯罪被害者等基本計画で定められた「犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日)」に合わせて、「犯罪被害者支援フォーラム」の開催や集中的な広報啓発活動等を行うなど、犯罪被害者等支援に対する県民の理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
--	--------------------------

###### 民間支援団体等に対する基盤強化のための各種支援

被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の民間支援団体等に対し、研修等への講師の派遣や、職員の技能向上のための助言・指導等のほか、民間支援団体の取組等に関する県民への周知など、犯罪被害者等支援活動のための基盤強化に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
---	--------------------------

(2) 関係機関相互の連携（第3条4項関係）

犯罪被害者等支援ネットワークの連携

<p>「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」(通称：V S協議会) 犯罪被害者等支援庁内連絡会議その他の犯罪被害者等支援を行う関係機関・団体において、相互に連携し、支援ネットワークの充実強化を図るとともに、個別の事案発生時には、各機関、団体が連携して、犯罪被害者等のニーズや心情に配慮した支援活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関・各課</li> </ul>
<p>県内において重大事件等が発生した場合、事案の規模や重要性等を判断し、必要に応じて、「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」(通称：V S協議会)等を活用し、緊急対策会議等を開催するなど連携した対応に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>

市町の総合的対応窓口等との連携【再掲1-(1)-】

<p>市町における総合的対応窓口等との連携を強化するため、民間支援団体に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、助言指導・情報交換等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> </ul>
<p>犯罪被害者等の要望を適切に把握するとともに、市町を始めとする関係機関・団体等との迅速な情報共有に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>

警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携【再掲1-(1)-】

<p>各警察署単位で構築している警察署犯罪被害者支援ネットワークの積極的活用により、地域における犯罪被害者支援体制の連携強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>
--	--

DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携【再掲1-(1)-】

<p>DV、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待など、家庭内のあらゆる暴力防止を視野に入れた対応を図るため、DV総合対策センターは、DVと関連の深いネットワーク間の情報交換などを推進するとともに、合同のケース検討会議などを実施し、問題が複合する困難事例に適切に対応できるよう連携の強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿社会課</li> <li>・障害福祉課</li> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> <li>・警察本部人身安全・少年課</li> </ul>
--	--



## 4 理解の増進

### (1) 県民等の理解の増進（第 19 条関係）

#### 現状

県民が犯罪被害者等の置かれた立場、必要としている支援について知る機会は乏しく、犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心は十分とは言えない状況です。

そして、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっているとも考えられます。

#### 基本方針

県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、「できることから支援する」社会全体の気運が高まるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、幅広く広報啓発活動を進めていくなど各種取組を推進します。

#### 具体的な取組

##### 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実

広報誌やウェブサイトのほか、新聞やテレビ、ラジオ等、県民に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
---	--------------------------

##### DVD・リーフレット等を活用した広報啓発

犯罪被害者等支援広報啓発用のDVDやリーフレット等を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
--	--------------------------

##### 「犯罪被害者週間」における広報啓発活動

犯罪被害者等基本計画で定められた「犯罪被害者週間(毎年 11 月 25 日～12 月 1 日)」にあわせて「犯罪被害者支援フォーラム」の開催や集中的な広報活動等を行うなど、犯罪被害者等支援に対する県民の理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部広報県民課
---	--------------------------

##### 「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動

国の「児童虐待防止推進月間」(毎年 11 月)にあわせて、児童虐待防止のため広報啓発に取り組み、県民の理解促進に努めます。	・こども家庭課
---	---------

「命の大切さを学ぶ教室」

<p>中学生や高校生等を対象とした犯罪被害者遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等が犯罪から受けた様々な痛み、家族を亡くした思い、命の大切さについて理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮・協力への意識の涵養を図るとともに、規範意識の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務私学課</li> <li>・学校教育課</li> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>
--	--

こころの教育の推進

<p>こころの教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図ります。</p> <p>そのため、各学校等において生命の尊重に関する道徳教育の充実や体験活動、交流活動等を通じ、自他の生命を尊重する心情や態度、豊かな人間性や社会性の育成等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> <li>・保健体育課</li> </ul>
--	--

犯罪被害者等支援講座

<p>大学生等を対象とした犯罪被害者等支援講座等を開催し、犯罪被害者等への理解促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> </ul>
---	--

広報や講演会等によるDV防止啓発等の推進

<p>DVに関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についてのさらなる周知を図り、DV予防教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図ります。</p> <p>特に、国の「女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）」において、女性に対する暴力防止講演会やDV防止啓発展示等を行い、広く県民に対する啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> </ul>
--	--

事業者に対する犯罪被害者等への理解促進【再掲2-(5)-】

<p>犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> </ul>
---	--

(2) 人材の育成（第20条関係）

現状

犯罪被害者等支援に携わる者には、支援に関する様々な制度や犯罪被害者等の心身の回復に関する知識が求められており、このような知識・技能を持つ人材が不足しています。

基本方針

犯罪被害者等支援に携わる県や市町の職員、民間支援団体の職員や、相談対応、家事・育児等生活支援を提供する民間支援団体の職員やボランティア等が犯罪被害者等支援に関する十分な知識・技能を習得できるよう人材の育成を図るなど各種取組を推進します。

具体的な取組

犯罪被害者等に初期に接する者の研修【再掲2-(6)-】

医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	・各機関・各課
---	---------

警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修【再掲2-(6)-】

警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修等を行い、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うための知識、技能の向上を図ります。 男性やLGBTs方の性被害等について、犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、専門的知識を有する講師等による研修等を行います。	・警察本部関係各課
---	-----------

犯罪被害者等支援従事者に対する心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に従事する職員や犯罪被害者等から相談を受ける相談員は、犯罪被害者等に寄り添う支援を行うことで自らも同様のストレスを受けることがあることから、代理受傷に関する研修を行い、ストレスに備えさせるなどの配慮を行います。	・警察本部広報県民課
---	------------

#### 市町職員等を対象とした研修会等

<p>市町職員等を対象とした「犯罪被害者等支援のための研修会」を開催するなど、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次的被害防止を図ります。</p> <p>また、市町職員等向けの「犯罪被害者等支援ハンドブック」を支援対応の「手引き」となるように整備し、活用を促進するとともに、支援対応の向上につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> </ul>
---	--

#### ボランティア育成研修会等

<p>被害者支援ネットワーク佐賀VOISSと連携し、広く犯罪被害者等支援ボランティアを募り、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を開催します。</p> <p>また、市町や地域で活動する団体と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等支援について理解促進を図るなど、生活支援を担うボランティアの育成などに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> </ul>
--	--

#### DV相談体制の整備・充実

<p>DV相談窓口を設置している機関は、DV被害者支援に関する諸手続きの知識や適切な支援を行うことができるように、機会を捉えて実践的な研修への参加促進や、実施している研修内容をさらに充実させるようにします。</p> <p>さらに、DV相談窓口を設置していない市町に対し、設置を働きかけていくとともに、設置市町に対しては、他の市町に居住する住民からの相談にも対応するよう協力を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> </ul>
--	---

#### 児童虐待に係る相談体制整備の研修

<p>児童相談所等において、児童虐待の相談支援体制整備や相談員の資質向上のための研修を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭課</li> </ul>
--	---

#### 児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修

<p>教職員に対し、児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応について、各種研修講座で研修の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> <li>・保健体育課</li> </ul>
---	--

V S協議会の各機関・団体における相談対応者に対する研修

<p>V S協議会に加入する各機関・団体において、相談対応者によるカウンセリング等研究会を開催し、対応能力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部広報県民課</li> </ul>
--	--

各種相談窓口の充実、周知広報の徹底【再掲 1-(1)- 】

<p>精神保健福祉センター、婦人相談所、児童相談所、DV総合対策センター、人権啓発センターさが等各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上に努めます。</p> <p>また、広報等を通じて積極的に相談窓口に関する情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安全安心課</li> <li>・情報課</li> <li>・人権・同和対策課</li> <li>・障害福祉課</li> <li>・男女参画・女性の活躍推進課</li> <li>・こども家庭課</li> <li>・警察本部関係各課</li> </ul>
---	---

### (3) 意見の反映（第22条関係）

#### 現状

犯罪被害者等から関係機関・団体等に寄せられた意見や要望について、その内容が十分に施策に活かされていない現状があります。

#### 基本方針

県条例第22条において「犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努める」と定められており、機会あるごとに犯罪被害者等からの意見を聴き施策への反映に努めるため各種取組を推進します。

#### 具体的な取組

##### 各業務における犯罪被害者等の意見等の把握

各業務において、犯罪被害者等からの意見を聴くことに努め、犯罪被害者等からの切実な意見や要望を把握するとともに、施策に反映するよう努めます。	・各機関・各課
---	---------

##### 県民等からの意識調査による把握

集会や研修会等において、県民等から「犯罪被害者等に対するアンケート」を行い、県民意識の把握と施策への反映に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------

##### 有識者等の意見の反映

推進計画の検討・見直しなど必要に応じて、有識者等の懇談会やパブリックコメントを実施し、意見の反映に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------

## 第5章 関係資料

資料1 佐賀県犯罪被害者等支援条例

資料2 佐賀県における事件・事故の概況

資料3 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）

資料4 犯罪被害者等支援庁内連絡会議

資料5 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱

資料6 犯罪被害者等支援に関する年表

資料7 市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧

## 資料1 佐賀県犯罪被害者等支援条例

平成 29 年 3 月 23 日  
佐賀県条例第 11 号

佐賀県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。  
佐賀県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、予期せざる犯罪等に巻き込まれ、直接的、副次的な被害に苦しめられている犯罪被害者等に対して、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を行うことが大切であることから、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画の策定)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。



2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係る機関と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第19条 県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第20条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第21条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## ◇ 資料2 佐賀県における事件・事故の概況

### ○ 県内の犯罪被害状況

犯罪発生状況は、刑法犯認知件数で見ると、平成15年の14,351件をピークに減少傾向にあり、令和2年中は、3,069件（前年比 - 331件）とピーク時の約21.4%まで減少しています。

#### ・ 刑法犯認知件数（包括罪種別）の推移【平成27年～令和2年】

（佐賀県警察統計）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯	32	23	12	19	20	19
粗暴犯	335	304	312	268	215	288
窃盗犯	3,938	3,759	3,183	2,646	2,509	2,155
知能犯	268	236	207	153	164	137
風俗犯	44	28	45	40	50	36
その他	805	739	572	455	442	434
合計	5,422	5,089	4,331	3,581	3,400	3,069

凡例 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）窃盗犯（侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗）知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職）風俗犯（賭博、わいせつ）その他（住居侵入、器物損壊、等）

#### ・ 重要犯罪等の推移【平成27年～令和2年】

（佐賀県警察統計）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
重要犯罪	59	39	44	38	48	39
殺人	5	4	5	6	6	5
強盗	9	10	3	1	4	2
放火	10	6	1	3	7	7
強制性交等	8	3	3	9	3	5
略取誘拐・人身売買	0	1	2	2	1	3
強制わいせつ	27	15	30	17	27	17
暴行	133	131	158	131	114	144
傷害	162	128	120	106	85	113
侵入窃盗	405	421	483	392	361	297
住宅対象	188	214	274	194	200	152
その他	217	207	209	197	161	145

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ等の各罪種をいいます。）

重要犯罪の強制性交等罪は、平成29年の刑法改正に伴い強姦罪から罪名が変更されたものです。

住宅対象の侵入窃盗は、空き巣、忍込み及び居空き、その他の侵入窃盗は、事務所荒し、出店荒し学校荒し等の合計です。

### ○ 県内の交通事故状況

令和2年中の交通事故発生状況は、人身交通事故3,758件（前年比 - 1,282件）、死亡事故件数30件（前年比 - 4件）となっています。

#### ・ 人身交通事故発生件数等の推移【平成27年～令和2年】

（佐賀県警察統計）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
人身交通事故	8,561	7,783	6,765	5,725	5,040	3,758	
死亡事故件数	件数	48	34	36	28	34	30
	死亡者数	48	35	36	30	34	33
負傷者数	11,493	10,377	8,932	7,542	6,713	4,839	

◇ 資料3 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称:VS 協議会）

VS協議会の「VS」とは、被害者支援(victim support)の頭文字です。

不慮の犯罪等に遭遇し、精神的、肉体的及び経済的苦痛を被ることとなった犯罪被害者及びその遺族の被害回復のため、佐賀県警察本部、県、教育庁その他関係機関・団体の会員が連携協力するための協議会として、平成8年に発足しています。同協議会では、会議等を開催し、情報の交換等を行っています。

【VS協議会の会員等一覧】(令和2年12月現在)

会長		警察本部 警務部長		
副会長		警察本部警務部 広報県民課長 佐賀県県民環境部 暮らしの安全安心課長		
会員	警察本部	警務部	警務課 広報県民課	
		生活安全部	生活安全企画課 人身安全・少年課	
		刑事部	刑事企画課 捜査第一課	
		交通部	交通企画課	
	佐賀県	県民環境部	暮らしの安全安心課	
		健康福祉部	福祉課 障害福祉課	
			男女参画・こども局	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 総合福祉センター 精神保健福祉センター
	教育庁 学校教育課生徒支援室 佐賀県市長会 佐賀県町村会 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 佐賀地方検察庁 唐津海上保安部 佐賀県弁護士会 佐賀県医師会 佐賀県公認心理師協会 佐賀いのちの電話 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS 日本司法支援センター佐賀地方事務所 佐賀県DV総合対策センター 佐賀保護観察所 佐賀県防犯協会 佐賀県暴力追放運動推進センター 佐賀県交通安全協会			
	【事務局】		警察本部警務部 広報県民課	

#### ◇ 資料4 犯罪被害者等支援庁内連絡会議

佐賀県では、平成18年1月に、「犯罪被害者等基本法」第8条の規定により策定された国の「犯罪被害者等基本計画」に基づき実施する庁内関係各課の施策等について、相互の情報共有と県警本部との連携を図るため、犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置しています。

##### 【犯罪被害者等支援庁内連絡会議の委員等一覧】(令和3年2月現在)

会長	県民環境部副部長
副会長	県民環境部くらしの安全安心課長
委員：庁内関係各課長並びに佐賀県警察本部関係各課長	
	総務部 法務私学課私立中高・専修学校支援室長 総務部 市町支援課長 総務部 情報課デジタルイノベーション室長 県民環境部 人権・同和対策課長 健康福祉部 福祉課長 健康福祉部 長寿社会課長 健康福祉部 障害福祉課長 健康福祉部 国民健康保険課長 健康福祉部 男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課長 健康福祉部 男女参画・こども局 こども未来課長 健康福祉部 男女参画・こども局 こども家庭課長 産業労働部 産業人材課長 県土整備部 建築住宅課長 教育庁 学校教育課生徒支援室長 教育庁 保健体育課長 労働委員会事務局 総務調整課長 佐賀県警察本部 警務部広報県民課犯罪被害者支援室長 佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課長 佐賀県警察本部 刑事部刑事企画課長
【事務局】	県民環境部くらしの安全安心課

## ◇ 資料5 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱

### 第2次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱

#### (設置)

第1条 佐賀県犯罪被害者等支援条例(平成29年3月23日佐賀県条例第11号)第8条の規定に基づく、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画(以下「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」という。)を策定するに当たり、専門的な見地から犯罪被害者等の支援に関し必要な助言や意見を頂くことを目的として、佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議(以下「有識者等会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 有識者等会議は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項
- (2) その他委員が特に必要と認める事項

#### (組織)

第3条 有識者等会議は、別表に掲げる委員をもってこれを組織する。

- 2 有識者等会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者等会議を代表する。
- 4 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

#### (会議)

第5条 有識者等会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者等会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者等会議は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 有識者等会議の庶務は、県民環境部くらしの安全安心課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者等会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第2次賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備考
学識経験者 (1)	田口 香津子	・大学教授（佐賀女子短期大学学長・こども未来学科教授） ・認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS理事長	委員長
弁護士 (1)	福田 孝	・佐賀県弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長 ・ふたば法律事務所弁護士	
犯罪被害者 遺族(1)	廣瀬 小百合	・九州・沖縄犯罪被害者連絡会「みどりの風」顧問	
犯罪被害者 等支援関係 団体等 (4)	菫蒲 庸子	・公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 佐賀県DV総合 対策センター所長	
	藤 仁美	・佐賀県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室主事 ・一般社団法人佐賀県公認心理師協会会員 ・臨床心理士	
	甲斐 千津	・認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS犯罪被害相談員	
	伊藤 正	・社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 副会長	

## 資料6 犯罪被害者等支援に関する年表（ 1 ）

昭和49年8月	三菱重工ビル爆破事件（ 犯罪被害給付制度の必要性が議論された ）
昭和55年5月	犯罪被害等給付金の支給等による犯罪被害者等の支給に関する法律公布（ 昭和56年1月施行 ）
昭和55年8月	新宿西口バス放火事件
昭和56年5月	財団法人犯罪被害者支援基金設立
平成3年10月	犯罪被害者給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 （ 同シンポジウムにおいて犯罪被害者等の精神的援助の必要性が指摘される ）
平成7年3月	地下鉄サリン事件（ 犯罪被害者等が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった ）
平成8年2月	警察庁において「被害者対策要綱」策定
平成8年11月	<b>【佐賀】犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（VS協議会）の設置</b>
平成10年5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立
平成11年4月	検察庁における被害者等通知制度の実施
平成11年5月	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布（ 同年11月施行 ）
平成12年4月	<b>【佐賀】「佐賀VOISS」設立</b>
平成12年5月	<b>【佐賀】西鉄バスジャック事件</b> 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布（ 平成13年6月全面施行 ） （ 証人への付添いや遮蔽措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減等 ） 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律公布（ 平成13年11月施行 ） （ 犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務等、犯罪被害者等による公判記録の閲覧等を可能とする制度の導入等 ） 児童虐待の防止等に関する法律公布（ 平成13年11月施行 ）
平成12年12月	ストーカー行為等の規則等に関する法律（ST規制法）公布（ 平成13年11月施行 ） 少年法等の一部を改正する法律公布（ 平成13年4月施行 ） （ 刑事処分可能年齢引下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡した事件で犯行当時16歳以上の少年は原則として検察官に送致【逆送】等 ）
平成13年4月	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布（ 平成14年4月全面施行 ） （ 障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設、犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設 ） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）公布（ 同年10月施行 ）
平成13年6月	附属池田小学校児童殺傷事件
平成14年4月	<b>【佐賀】佐賀県婦人相談所及び佐賀県立女性センター（平成21年4月1日から「佐賀県立男女共同参画センター」に名称変更）を配偶者暴力相談支援センターに指定</b>
平成16年4月	<b>【佐賀】佐賀県DV総合対策センターを設置</b>
平成16年6月	DV防止法の一部を改正する法律公布（ 同年12月施行 ） （ 保護命令の適用範囲の拡大、被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明確化等 ）
平成16年12月	犯罪被害者等基本法公布（ 平成17年4月施行 ）
平成17年12月	犯罪被害者等基本計画閣議決定【閣議決定後～平成22年度（約5か年）】
平成18年1月	<b>【佐賀】県庁内に犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置</b>
平成18年4月	犯罪被害給付制度改正 （ 重傷病給付金の支給要件の緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和 ）
平成18年10月	日本司法支援センター（法テラス）の業務開始
平成18年11月	第1回犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の実施



## 犯罪被害者等支援に関する年表（ 2 ）

平成 19 年 6 月	<p>児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の一部を改正する法律公布 （ 関係機関どうしが要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の設置を努力義務化）</p> <p>更生保護法公布（同年 12 月一部施行） （ 保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入）</p> <p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布（公布日から 1 年 6 月以内に全面施行） （ 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設 等）</p>
平成 19 年 7 月	<p>DV 防止法の一部を改正する法律公布（平成 20 年 1 月施行） （ 市町村における基本計画策定の努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務の充実、保護命令制度の拡充 等）</p>
平成 19 年 11 月	<p>犯罪被害者等施策推進会議決定 （ 経済的支援、支援連携、民間団体援助の 3 検討会の最終取りまとめ）</p>
平成 20 年 4 月	<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律公布（同年 7 月施行：犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の一部改正及び題名改正）</p>
平成 20 年 12 月	<p>被害者参加人のための国選弁護人制度導入</p>
平成 21 年 5 月	<p>裁判員制度開始</p>
平成 23 年 3 月	<p>第 2 次犯罪被害者等基本計画策定【平成 23 年度～平成 27 年度】</p>
平成 24 年 7 月	<p><b>【佐賀】ワンストップ支援センター「性暴力救援センター・さが(さがmirai)」設置</b></p>
平成 24 年 11 月	<p><b>【佐賀】佐賀県公安委員会が「佐賀 VOISS」を「犯罪被害者等早期援助団体」として指定</b></p>
平成 25 年 7 月	<p>ST 規制法の一部改正</p> <p>DV 防止法の一部を改正する法律公布（平成 26 年 1 月施行） （ 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者への法律の準用 等）</p>
平成 26 年 3 月	<p><b>【佐賀】佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例公布（同年 4 月施行）</b></p>
平成 27 年 2 月	<p><b>【佐賀】佐賀県防犯あんしん計画策定【平成 27 年度～平成 30 年度】</b></p>
平成 27 年 12 月	<p>第 4 次男女共同参画基本計画閣議決定</p>
平成 28 年 4 月	<p>犯罪被害者等施策を事務移管（内閣府 国家公安委員会へ移管）</p> <p>第 3 次犯罪被害者等基本計画策定【平成 28 年度～平成 32 年度】</p> <p><b>【佐賀】嬉野市犯罪被害者等支援条例施行</b></p>
平成 28 年 7 月	<p><b>【佐賀】みやき町犯罪被害者等支援条例施行</b></p>
平成 28 年 10 月	<p><b>【佐賀】5 町（基山町・上峰町・玄海町・大町町・太良町）に犯罪被害者等支援条例施行</b></p>
平成 29 年 3 月	<p><b>【佐賀】佐賀県犯罪被害者等支援条例公布（同年 4 月施行）</b></p>
平成 29 年 4 月	<p><b>【佐賀】11 市町（唐津市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町・有田町・江北町・白石町）に犯罪被害者等支援条例施行</b></p>
平成 29 年 7 月	<p>性犯罪規定に係る刑法改正施行（ 性犯罪の厳罰化）</p>
平成 29 年 10 月	<p><b>【佐賀】2 市（佐賀市・鳥栖市）に犯罪被害者等支援条例施行</b> <b>佐賀県内全市町において犯罪被害者等支援条例制定</b></p>
平成 30 年 3 月	<p><b>【佐賀】佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定、県弁護士会と「犯罪被害者等のための法律相談に関する協定」締結。</b></p>
令和 3 年 3 月	<p><b>【佐賀】「犯罪被害者等のためのノート」の作成</b></p> <p><b>【佐賀】第 2 次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定</b> <b>第 4 次犯罪被害者等基本計画策定【令和 3 年度～令和 7 年度】</b></p>

## ◇ 資料7 市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧

平成 29 年 10 月までに佐賀県内全市町において、「犯罪被害者等支援条例」が制定されました。各市町における犯罪被害者等支援条例(骨子)及び犯罪被害者等支援担当窓口は次のとおりです。

なお、同条例の「相談及び情報提供等」の条文では、犯罪被害者等支援の窓口を設置する旨規定されています。

### 市町の犯罪被害者等支援条例(骨子)

市町	施行年月	目的	定義	責務	相談情報	見舞金	居住の安定	日常生活	広報啓発	民間支援
佐賀市	H29.10									
唐津市	H29. 4						-	-		-
鳥栖市	H29.10						-	-		-
多久市	H29. 4									
伊万里市	H29. 4						-	-		-
武雄市	H29. 4						-	-		-
鹿島市	H29. 4									-
小城市	H29. 4									
嬉野市	H28. 4						-	-		-
神埼市	H29. 4									
吉野ヶ里町	H29. 4									
基山町	H28.10						-	-		-
上峰町	H28.10						-	-		-
みやき町	H28. 7						-	-		-
玄海町	H28.10									
有田町	H29. 4						-	-		-
大町町	H28.10						-	-		-
江北町	H29. 4						-	-		-
白石町	H29. 4						-	-		-
太良町	H28.10						-	-		-

各項目のうち、責務は「市町及び市(町)民の責務」、相談情報は、「相談・情報の提供等」、見舞金は「見舞金の支給」、広報・啓発は「広報啓発」又は「理解の増進」、日常生活は「日常生活の支援」、民間支援は「民間(支援)団体への支援」の条文の規定を表しています。

鹿島市は「日常生活の支援」の条文内に、「居住の安定」も明記している。

### 市町の犯罪被害者等支援担当窓口一覧

(令和2年 12 月現在)

市	担当窓口	電話番号	町	担当窓口	電話番号
佐賀市	生活安全課	0952-40-7012	吉野ヶ里町	総務課	0952-37-0330
唐津市	総務課	0955-72-9113	基山町	住民課	0942-85-8171
鳥栖市	総務課	0942-85-3506	上峰町	総務課	0952-52-2181
多久市	防災安全課	0952-75-2181	みやき町	総務課	0942-89-1651
伊万里市	人権・同和对策課	0955-23-2190	玄海町	住民課	0955-52-2158
武雄市	防災・減災課	0954-23-9223	有田町	総務課	0955-46-2111
鹿島市	総務課	0954-63-2112	大町町	総務課	0952-82-3111
小城市	社会福祉課	0952-37-6107	江北町	総務課	0952-86-2111
嬉野市	総務・防災課	0954-66-9111	白石町	総務課	0952-84-7111
神埼市	防災危機管理課	0952-37-0104	太良町	総務課	0954-67-0129

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課（地域安全担当）

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号（直通）：0952-25-7060

Email：[kurashianzen@pref.saga.lg.jp](mailto:kurashianzen@pref.saga.lg.jp)

※ 表紙（犯罪被害者等支援シンボルマーク ギュっとちゃん）

内閣府で、平成22年度にシンボルマーク、平成25年度に愛称を「ギュっとちゃん」と選定しています。

（優しさと思いやりのハートを抱く癒しのキャラクター、暖色系の色は元気、幸福、希望を明るくイメージ）



<http://www.pref.saga.lg.jp/>